

## 東温市介護保険サービス事業所等における事故報告事務取扱要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、介護保険サービス事業所等において事故が発生した場合の事務手続きについて定め、事故への速やかな対応と事故防止への取組を支援することにより、サービスの質の向上及び安心してサービスが利用できる体制整備を推進することを目的とする。

### (対象)

第 2 条 対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める施設及び事業所（以下「事業所」という。）とする。

- (1) 介護保険施設 介護等人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院
- (2) 次の介護サービス（介護予防サービスを含む。）を提供する事業所 訪問介護（第 1 号訪問事業を含む。）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（第 1 号通所事業を含む。）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防支援（第 1 号介護予防支援事業を含む。）
- (3) その他の高齢者施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム及び養護老人ホーム

### (報告の範囲)

第 3 条 報告すべき事故の範囲は、次の各号に掲げるものとし、事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）の過失の有無は問わないものとする。

- (1) サービス提供中の事故及びサービス提供に関連した事故により、東温市の被保険者にけがが発生した場合で、医療機関の受診を要したも又は医療機関の受診を要しないが、当該被保険者の関係者からけがの原因等について疑義が生じる可能性があるもの
- (2) サービス提供中の事故及びサービス提供に関連した事故により、東温市の被保険者が死亡した場合
- (3) サービス提供中に東温市の被保険者が病気等により死亡した場合で、当該被保険者の関係者から死因等について疑義が生じる可能性があるもの
- (4) サービス提供中に東温市の被保険者に異食、誤薬、与薬もれ、医療処置関連の事故（チューブ類の抜去等）、交通事故等が発生した場合で、医療機関の受診を要したも又は医療機関の受診を要しないが、当該被保険者の関係者から事故の原因等について

疑義が生じる可能性があるもの

- (5) サービス提供中に東温市の被保険者が所在不明となり、警察に行方不明届が出された場合
- (6) 東温市に所在する事業所において、次のア、イ又はウに該当した場合
  - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
  - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事業所の管理者が報告を必要と認めた場合
- (7) 東温市に所在する事業所において、従業員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響が生じた場合
- (8) 東温市に所在する事業所において、震災、風水害又は火災等の災害により、サービスの提供に影響が生じた場合又は生じる可能性がある場合
- (9) その他市が報告が必要と判断した場合

(報告の書式)

第4条 報告の書式は、「東温市介護保険サービス事業所等における事故報告書」(様式第1号)(以下「報告書」という。)を標準とする。

- 2 前条第6号については、別紙1を添付する。
- 3 前条第8号については、別紙2を添付する。

(報告の手順)

第5条 報告の手順は、次のとおりとする。

- (1) 報告すべき事故が発生した場合には、報告書により速やかに(遅くとも5日以内に)報告(第1報)を行う。なお、緊急性、重大性の高い事故及び5日以内に報告書の提出ができない場合は、電話等により連絡を行った後、報告書を提出する。
- (2) 報告すべき事故が発生後、概ね2週間以内に、報告書により報告(第2報)を行う。
- (3) 事故の処理が長期化する場合は、適宜処理の途中経過について報告を行い、処理が完結した時点で結果報告を行う。
- (4) 第1報の時点で事故処理が終了している場合は、第1報をもって最終報告とすることができる。

(事故発生時の対応)

第6条 事業者は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(再発防止)

第7条 事業者は、事故が生じた原因を分析し、再発防止のための対策を講じるとともに、従業者に再発防止策の周知徹底を図るものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、事故報告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。